

株式会社インドネシア旅行社

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の法令等にもとづき、株式会社インドネシア旅行社が取り扱う個人情報について適正な管理を行うことにより、個人の人格を尊重し、その権利および利益を保護することを目的とする。

なお、個人情報保護法にもとづく匿名加工情報等の取扱いについては「匿名加工情報等取扱規程」において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）にもとづく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、「特定個人情報等取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる以外は、個人情報保護法第2条各項または第16条各項に定める意味を有する。

(1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人情報保護法2条2項で規定する個人識別符号が含まれるもの

(2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生

じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、個人情報保護法施行令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- (3) 「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいうほか、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、目次、索引、符合等を付し容易に検索可能な状態においているものをいう。

ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。

- ① 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法または法にもとづく命令の規定に違反して行われたものでないこと
 - ② 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、またはできたものであること
 - ③ 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること
- (4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 「保有個人データ」とは、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、以下に掲げるもの以外のものをいう。
- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
 - ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (6) 「個人情報取扱業務」とは、当社における個人情報の取得および個人データの保護管理に関する業務をいう。
- (7) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

- (8) 「従業者」とは、当社の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。
- (9) 「事務取扱責任者」とは、当社の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。
- (10) 「部門責任者」とは、各部門における個人データの管理に関する責任を負う者をいう。
- (11) 「事務取扱担当者」とは、当社内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。
- (12) 「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。
- (13) 「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。
- (14) 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者をいう。
- (15) 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (16) 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。
- (17) 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）をいう。
- (18) 「規則」とは、個人情報保護に関する法律施行規則その他の個人情報保護委員会が定める規則をいう。
- (19) 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）ならびに個人情報保護委員会その他の権限ある機関が策定するガイドラインを総称したものをいう。
- (20) 「法令等」とは、個人情報保護法、政令、規則およびガイドラインを総称していう。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置

(事務取扱責任者等)

第3条 当社における個人データの取扱いに関する責任部署は、総務部とする。

2. 当社に、事務取扱責任者1名をおく。
3. 事務取扱責任者は、総務部長とする。
4. 部門責任者には、個人データを取り扱う各部における部長がその任にあたる。

(事務取扱責任者等の責務)

第4条 事務取扱責任者は、個人情報取扱業務を統括するとともに、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

2. 事務取扱責任者は、職務分掌および決裁権限規程の定めるところにより個人情報取扱業務を所掌する。
3. 部門責任者である各部門における部長は、当該部門における個人情報の取得および個人データを適切に管理する任にあたり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努める責任を負う。
4. 事務取扱責任者は、法令遵守の観点から、各部門の部門責任者に対して指導、助言する。

(事務取扱担当者等の監督)

第5条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者が個人データを取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2. 部門責任者は、自らの部門に属する事務取扱担当者に対し、個人データの取扱いに関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
3. 事務取扱責任者は、事務取扱担当者に対して個人情報の保護および適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

(事務取扱担当者の責務)

第6条 事務取扱担当者は、当社の個人データの取扱いまたは委託処理等、個人データを取り扱う業務に従事する際、法令等、本規程およびその他の社内規程ならびに事務取扱責任者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2. 事務取扱担当者は、個人情報の漏えい等、法令等、本規程またはその他の社内規程に違反している事実または兆候を把握した場合、速やかに所属部門の部門責任者または事務取扱責任者に報告するものとする。所属部門の事務取扱担当者から、当該報告を受けた部門責任者は速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(本規程にもとづく運用状況の記録)

第7条 事務取扱担当者は、本規程にもとづく運用状況を確認するため、以下の項目につき、項目①・②・④については、「個人データの運用状況記録票」により、項目③については、「個人データ搬出記録簿」により記録するものとする。項目⑤については、委託先から受領した証明書等により、項目⑥については別途情報システムのログにより、確認するものとする。

- ① 個人データの取得および個人情報データベース等ファイルへの入力状況
- ② 個人情報データベース等の利用・出力状況の記録
- ③ 個人データが記載または記録された書類・媒体等の搬出等の状況
- ④ 個人情報データベース等の削除・廃棄記録
- ⑤ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- ⑥ 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

(取扱状況の確認手段)

第8条 事務取扱担当者は、個人情報データベース等の取扱状況を確認するための手段として、「個人情報管理台帳」に以下の事項を記録するものとする。なお、個人情報管理台帳には、個人データ自体は記載しないものとする。

- ① 個人情報データベース等の種類、名称
- ② 個人データの項目
- ③ 利用目的

- ④ 責任者
- ⑤ 取扱部署
- ⑥ 事務取扱担当者（アクセス権者）

（情報漏えい等事案への対応）

第9条 個人データの漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」という。）の事案の発生または兆候を把握した場合の対応は、別途規定する「情報漏えい等事案対応手続」に定めるところによる。

（取扱状況の把握および安全管理措置の見直し）

第10条 事務取扱責任者は、定期的または必要に応じて臨時に第7条に規定する個人データの運用状況の記録および第8条に規定する個人情報データベース等の取扱状況の確認を実施しなければならない。

2. 事務取扱責任者は、前項の確認の結果および次条の監査の結果にもとづき、安全管理措置の評価、見直しおよび改善に取り組むものとする。

（監査）

第11条 監査部長は、モニタリングシートにもとづき、当社の個人データの適正な取扱いその他法令および本規程の遵守状況について検証し、その改善を事務取扱責任者および各部の部門責任者に促す。

2. 監査部長は、外部監査人をして、当社の個人データの適正な取扱いその他法令および本規程の遵守状況について定期的に監査を実施させる。

第2節 人的安全管理措置

（教育・研修）

第12条 事務取扱責任者は、従業者に本規程を理解し遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2. 従業者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容およびスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。

第3節 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域の管理)

第13条 当社は管理区域および取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

(1) 管理区域

入退室管理および管理区域へ持ち込む機器および電子媒体等の制限を行うものとする。なお、入退室管理については、ICカードまたはナンバーキー等による入退室管理システムの設置による。

(2) 取扱区域

壁または間仕切り等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等により、可能な限り権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

(機器および電子媒体等の盗難等の防止)

第14条 当社は管理区域および取扱区域における個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 個人データを取り扱う機器、電子媒体または書籍等を、施錠可能なキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第15条 個人データが記録された電子媒体または書類等の搬出を行う場合には、「個人データ搬出記録簿」に記録するとともに、以下の安全策を講じるものとする。

(1) 個人データが記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法

- ① 搬出データの暗号化
- ② 搬出データのパスワードによる保護
- ③ 施錠できる搬送容器の使用

(2) 個人データが記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法

- ① 封緘、目隠しシールの貼付（各部署の事務取扱担当者から他の部署の事務取扱担当者に個人データが記載された書類等を移送する場合を含む。）

（個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄）

第16条 個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- ① 事務取扱担当者は、個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社または外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
- ② 事務取扱担当者は、個人データが記録された機器および電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用または物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
- ③ 事務取扱担当者は、個人情報データベース等中の個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
- ④ 個人情報が記載された書類等については、当該関連する書類等について当社が別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。
2. 事務取扱担当者は、個人データもしくは個人情報データベース等を削除した場合、または電子媒体等を廃棄した場合には、「個人データの運用状況記録票」に記録するものとする。
3. 削除・廃棄の記録としては、個人情報データベース等の種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、当該個人データ自体は含めないものとする。

第4節 技術的安全管理措置

（アクセス制御）

第17条 個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 個人情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。
- ② 個人データと紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- ③ ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

（アクセス者の識別と認証）

第18条 個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果にもとづき認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第19条 当社は、以下の各方法その他の適切な方法により、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- ② 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- ③ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
- ④ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第20条 当社は、以下の各方法その他の適切な方法により、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するために必要となる措置を講じるものとする。

- ① 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む。）。
- ② 個人データを含む通信の経路または内容を暗号化する。
- ③ 移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

第5節 外的環境の把握

(外的環境の把握)

第21条 当社は、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第3章 個人情報の管理

第1節 個人情報の取得および保有等

(利用目的の特定)

第22条 当社は、個人情報を取り扱うにあたっては、業務を遂行するため必要な場合に限
り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければ
ならない。

2. 当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的
に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第23条 当社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目
的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2. 当社は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに
伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前におけ
る当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱って
はならない。

3. 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令にもとづく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を
得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であっ
て、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂
行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによ
り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該
個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う
目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するお
それがある場合を除く。）。

(利用目的の通知等)

第24条 当社は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、同時にまたは取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3. 当社は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。
4. 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(不適正な利用の禁止)

第25条 当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第26条 当社は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2. 当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1) 法令にもとづく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当社と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体または国際機関、外国における学術研究機関等に相当する者、外国における個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- (7) 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (8) 個人情報保護法第 27 条第 5 項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（データ内容の正確性の確保等）

第27条 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第2節 監督

（従業員の監督）

第28条 事務取扱責任者は、従業者が個人データを取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 部門責任者は、自らの部門に属する従業者に対し、個人データの取扱いに関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3. 事務取扱責任者は、従業者に対して個人情報の保護および適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

(委託先の監督)

第29条 部門責任者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合（労働者派遣契約または業務委託等契約により派遣労働者を受け入れる場合を含む。）は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 前項の委託を行う部門責任者は、委託先に対して以下の各号の事項を実施しなければならない。

(1) 委託先における個人情報の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること

(2) 委託先との間で次の事項を含む契約を締結すること

① 個人情報の適法かつ適切な取扱い（個人データに対する組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置を委託先が講じることを含む。）

② 個人情報に関する秘密保持

③ 委託した業務以外の個人情報の利用禁止

④ 個人情報を取り扱う上での安全対策

⑤ 再委託に関する事項（再委託は原則として禁止し、再委託がやむを得ない場合は事前に書面による当社の同意を要する。）

⑥ 契約内容が遵守されていることの確認および報告

⑦ 個人情報に関する事故が生じた際の責任

⑧ 契約終了時の個人情報の返却および抹消

(3) 個人情報の取得を委託する場合は、当社が取得の主体であることならびに当社の指定する利用目的を明示するよう義務付けること

第3節 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第30条 当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令にもとづく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2. 当社は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報または偽りその他不正の手段により取得されたものもしくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）である場合は、この限りではない。

(1) 当社の名称および住所ならびに代表者の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること。

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(5) 第三者への提供の方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

- (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法、当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
3. 当社は、前項第1号に掲げる事項に変更があったときまたは同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号または第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
4. 第2項および前項における「通知し、または本人が容易に知り得る状態におく」とは、規則において定められる以下のいずれかの措置を講ずることをいう。
- (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - (2) 本人が第三者に提供される個人データの項目等の第2項各号の事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
5. 当社は、第2項および第3項による個人情報保護委員会に対する届出事項が同委員会により公表された後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される第2項各号の事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表するものとする。
6. 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的ならびに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態においているとき。
7. 当社は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称もしくは住所または法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞

なく、同号に規定する利用する者の利用目的または当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第31条 当社は、外国（本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。）にある第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、外国にある事業者が個人情報保護委員会が規則で定める基準に適合する体制を整備している者である場合は、前条を適用するものとする。

2. 当社は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供する。
3. 当社は、個人データを外国にある第三者に提供した場合には、個人情報保護委員会が規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する。

(第三者提供をする際の記録)

第32条 当社は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）に提供したときは、第三者提供にかかる記録を書面または電磁的記録により作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第30条第1項各号に該当する場合または同条第6項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては第30条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2. 前項の記録は、次項または第4項に該当する場合を除き、第三者に個人データの提供をした都度、速やかに作成しなければならない。
3. 第1項の記録は、当該第三者に継続的にもしくは反復して個人データの提供（第30条第2項の方法により個人データを提供する場合を除く。）をしたとき、または当該

第三者に継続的にもしくは反復して個人データを提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

4. 第1項の記録は、本人に対する物品または役務の提供に関連して当該本人にかかる個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者に個人データを提供したときの記録に代えることができる。
5. 第30条第2項にもとづき個人データを第三者に提供した場合は「個人データ提供記録簿」に以下の事項を記録するものとする。
 - (1) 当該個人データを提供した年月日
 - (2) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
6. 第30条第1項または前条第1項にもとづく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は「個人データ提供記録簿」に以下の事項を記録するものとする。
 - (1) 本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
7. 第5項および前項の記載事項のうち、第1項から第4項までの方法により作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
8. 当社は、第5項から前項までの規定により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

場合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等	最後に当該記録にかかる個人データの提供を

にもとづく個人データの提供 の場合	行った日から起算して1年を経過する日まで の間
② 個人データを継続的にもしくは 反復して提供する場合	最後に当該記録にかかる個人データの提供を 行った日から起算して3年を経過する日まで の間
③ 上記①または②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

(第三者提供を受ける際の確認および記録)

第33条 当社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第30条第1項各号に該当する場合または同条第6項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者または管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2. 当社は、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

場合	方法
① 前項第1号に該当する事項	個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
② 前項第2号に該当する事項	個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

3. 前項にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して前項の方法による確認（当該確認について記録の作成および保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う場合は、当該事項の内容と当該提供にかかる確認事項の内容が同一であることの確認を行う方法によるものとする。

4. 当社は、前三項にもとづく確認を行ったときは、以下の区分に応じて以下の事項を記録しなければならない。

(1) 第30条第2項の方法により個人データの提供を受けた場合

- ① 個人データの提供を受けた年月日
 - ② 当該第三者の氏名または名称
 - ③ 当該第三者の住所
 - ④ 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名
 - ⑤ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - ⑥ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ⑦ 当該個人データの項目
 - ⑧ 個人情報保護法第 27 条第 4 項にもとづき個人情報保護委員会による公表がされている旨
- (2) 第 30 条第 1 項または第 31 条第 1 項にもとづく本人の同意を得て第三者から提供を受けた場合
- ① 本人の同意を得ている旨
 - ② 当該第三者の氏名または名称
 - ③ 当該第三者の住所
 - ④ 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名
 - ⑤ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - ⑥ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ⑦ 当該個人データの項目
- (3) 個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合
- ① 本人の同意が得られている旨および外国にある個人情報取扱事業者にあつては、本人に参考となるべき情報の提供が行われている旨
 - ② 当該第三者の氏名または名称
 - ③ 当該第三者の住所
 - ④ 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名
 - ⑤ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- ⑥ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ⑦ 当該個人関連情報の項目
- (4) 個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合
- ① 当該第三者の氏名または名称
 - ② 当該第三者の住所
 - ③ 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名
 - ④ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - ⑤ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ⑥ 当該個人データの項目
5. 前項各号の記載事項のうち、既に作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
6. 第4項の記録は、次項または第8項に該当する場合を除き、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。
7. 第4項の記録は、当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供（第30条第2項の方法により個人データの提供を受けた場合を除く。）を受けたとき、または当該第三者から継続的にもしくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
8. 第4項の記録は、本人に対する物品または役務の提供に関連して第三者から当該本人にかかる個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。
9. 当社は、第4項または第5項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

場合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等 にもとづく個人データの提供 の場合	最後に当該記録にかかる個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

② 個人データを継続的にもしくは反復して提供する場合	最後に当該記録にかかる個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①または②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第34条 当社は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第30条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会が規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が当社から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
2. 当社は、個人データを外国にある第三者に提供した場合には、個人情報保護委員会が規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じる。
3. 当社は、第1項にもとづく確認を行ったときは、以下の事項を記録しなければならない。
- (1) 本人の同意が得られていることを確認した旨および外国にある第三者への提供にあつては、本人に参考となるべき情報の提供が行われていることを確認した旨
 - (2) 個人関連情報を提供した年月日（第6項により記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日および末日）
 - (3) 当該第三者の氏名または名称
 - (4) 当該第三者の住所
 - (5) 当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体の代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）の氏名

(6) 当該個人関連情報の項目

4. 前項の記載事項のうち、既に作成した記録（記録を保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
5. 第3項の記録は、次項または第7項に該当する場合を除き、第三者に個人関連情報の提供をした都度、速やかに作成しなければならない。
6. 第3項の記録は、当該第三者に継続的にもしくは反復して個人関連情報の提供をしたとき、または当該第三者から継続的にもしくは反復して個人関連情報の提供をすることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
7. 第3項の記録は、本人に対する物品または役務の提供に関連して第三者に当該本人に係る個人関連情報の提供をした場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者への個人関連情報の提供の記録に代えることができる。
8. 当社は、第3項または第4項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

場合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等 にもとづく個人関連情報の提供の場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
② 個人関連情報を継続的にもしくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①または②以外の場合	当該記録を作成した日から3年

第4節 保有個人データに関する事項の公表等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第35条 当社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 当社の名称および住所ならびにその代表者の氏名

- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第24条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
 - (3) 次項の規定による求めまたは第36条第1項もしくは第37条第1項の規定による請求に応じる手続
 - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）および苦情の申出先
2. 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第24条第4項第1号から第3号までに該当する場合
3. 当社は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第4章 保有個人データの開示等の請求等および苦情対応

（開示）

- 第36条 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有データを開示する。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
2. 当社は、前項の規定にもとづき求められた保有個人データの全部もしくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、請求にかかる保有個人データが存在しないときまたは本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し遅滞なく、書面により通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めなければならない。

3. 他の法令により、本人に対し当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、第1項は適用しない。
4. 第1項または第2項については、第32条第1項または第33条第4項の記録について準用する。
5. 第1項または前項の開示の請求の手段の方法に関しては、別途規定する「保有個人データの開示の請求手段」に定めるところによる。

(訂正等)

第37条 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を求められたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手段が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果にもとづき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、訂正等の求めに応じないことができる。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合

(2) 他の法令の規定により、特別の手段が定められている場合

2. 前項により、保有個人データの訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む。）を通知するものとする。
3. 第1項ただし書により訂正等の求めに応じない場合は、その理由を説明するよう努めなければならない。

(利用停止等)

第38条 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第23条（利用目的による制限）、第25条（不適正な利用の禁止）または第26条（適正な取得）に違反しているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下「利用停止等」という。）が求められた場合、または、第30条（第三者提供の制限）または第31条（外国にある第三者への提供の制限）に違反しているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止が求められた場合で、当該請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保

有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等または第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2. 当社は、本人より当該本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る報告等が必要な漏えい等が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止が求められた場合で、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等または第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 第1項または前項により、保有個人データの利用停止等または第三者提供の停止の措置を講じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
4. 第1項または第2項ただし書により利用停止等または第三者提供の停止の求めに応じない場合は、その理由を説明するよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第39条 当社は、保有個人データの取扱いに関する苦情について必要な体制の整備を行い、苦情があったときは適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第5章 雑則

(細則)

第40条 本規程を運用するために必要な細則、マニュアルなどは事務取扱責任者が社長の承認を得て別途定める。

(所管部署)

第41条 本規程の所管は、総務部とする。

(規程の改廃)

第42条 本規程の改正、廃止については取締役会の決議による。

(個人情報保護に関する基本方針宣言)

第43条 当社は本規程の目的を達成する手段の一つとして、個人情報保護に関する基本方針を別途定める。

2. 前項の基本方針はポスター、ホームページなどの方法により当社の内外で随時第三者の目に触れ、閲覧できるような措置をとる。
3. 基本方針の当初案は別紙のとおりとし、必要に応じて個人情報管理責任者が改定し、社長が承認する。

第6章 罰則

(罰則等)

第44条 本規程および個人情報保護法に違反した従業者等は、就業規則にもとづき解雇を含む懲戒の対象となる。

2. 前項により懲戒の対象となった従業者等は当事者および当社に対する損害賠償の責めに任ずる。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、令和06年10月10日から施行する。